

社会福祉法人わらしへの里 役員等の報酬等に関する規程

【規則第6号】

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらしへの里（以下「法人」という。）の役員等（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償（手当）の額及び支給方法)

第2条 役員の報酬又は費用弁償としての手当（以下「報酬等」という。）の額は、別表により予算の範囲内において理事長の定める額とする。

2 前項の報酬等は、原則として翌月の15日に口座振込みによって支給するものとする。ただし、特に必要がある場合はその都度現金で支給することができる。

(費用弁償（旅費）の額及び支給方法)

第3条 役員が職務のため出張した時の費用弁償としての旅費の額及び支給については、法人の「旅費規程」に基づき行う。

2 前項の旅費を支給したときは、この規程による報酬等は支給しない。

(委任)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が細則で定める。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、制定の日から施行する。
- 2 この規程は、2002（平成14）年6月1日から施行する。
- 3 この規程は、2003（平成15）年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、2004（平成16）年3月27日から施行する。
- 5 この規程は、2011（平成23）年3月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名等		報酬又は費用弁償額	
役員等	理事長	日額	5,000円以内
	理事	日額	5,000円以内
	評議員	日額	5,000円以内
	監事	日額	5,000円以内
	苦情解決第3者委員	日額	5,000円以内
嘱託医		日額	15,000円以内